

宮城大学学則

平成21年4月1日

規則第2号

目次

第1章 通則

- 第1節 目的等（第1条—第2条）
- 第2節 組織等（第3条—第8条）
- 第3節 教育運営組織（第9条—第13条）
- 第4節 学年，学期及び休業日（第14条—第16条）
- 第5節 入学（第17条—第20条）
- 第6節 教育課程，履修方法（第21条—第27条）
- 第7節 課程の修了，学位（第28条—第29条）
- 第8節 休学，転学，留学，退学及び除籍（第30条—第34条）
- 第9節 賞罰（第35条—第36条）
- 第10節 研究生，科目等履修生，特別聴講生及び外国人留学生（第37条—第41条）
- 第11節 授業料等（第42条）
- 第12節 大学開放の事業（第43条）

第2章 学部規則

- 第1節 入学資格等（第44条—第49条）
- 第2節 修業年限及び在学年限（第50条—第51条）
- 第3節 単位認定，卒業認定等（第52条—第57条）

第3章 大学院規則

- 第1節 入学資格等（第58条—第61条）
- 第2節 修業年限及び在学年限（第62条）
- 第3節 授業及び研究指導（第63条—第65条）
- 第4節 単位認定，課程の修了等（第66条—第71条）

第4章 その他（第72条—第73条）

附則

第1章 通則

第1節 目的等

（趣旨）

第1条 この規則は，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条の規定に基づき，宮城大学（以下「本学」という。）の学則として定める。

（目的）

第2条 本学は，地域社会及び他の大学，研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護，事業構想及び食産業に関する教育研究を行うことにより，学術文化の振興に資するとともに，創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し，もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 組織等

(学部)

第3条 本学に、看護学部、事業構想学部及び食産業学部を置く。

2 前項の学部に置く学科及び学生の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	90人	10人	380人
事業構想学部	事業計画学科	100人		400人
	デザイン情報学科	100人		400人
食産業学部	ファームビジネス学科	42人		168人
	フードビジネス学科	52人		208人
	環境システム学科	31人		124人

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

3 前項の研究科に置く課程、専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
看護学研究科	博士課程前期課程 (修士課程)	看護学専攻	10人	20人
	博士課程後期課程		3人	9人
事業構想学研究科	博士課程前期課程 (修士課程)	事業構想学専攻	20人	40人
	博士課程後期課程		3人	9人
食産業学研究科	博士課程前期課程 (修士課程)	食産業学専攻	13人	26人
	博士課程後期課程		3人	9人

4 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(学部、研究科の教育研究上の目的)

第5条 本学学部の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学部

イ 学部の目的 現代社会において求められる看護について教育研究し、社会活動を行うことを通して地域に貢献すること

ロ 人材養成目標 科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ、人間性豊かな看護職を養成すること

二 事業構想学部

イ 学部の目的 現代社会発展の原動力である事業構想の知識・技術及び政策課題について教育研究し、かつ、地域貢献を行うこと

ロ 人材養成目標 事業構想の知識とスキルを備えた、技術のわかる事業者、事業のわかる技術者を養成すること

三 食産業学部

- イ 学部の目的 人々の生活を支える食産業について、食材の生産から消費に至る過程を対象にして、ビジネス、食の安全安心、環境との調和などの観点から教育研究し、地域的な社会活動を行うこと
- ロ 人材養成目標 食材生産、食品・飲料の製造・流通・消費の産業、並びにリサイクル等環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネスマインドに溢れる人材を養成すること

2 本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学研究科

- イ 研究科の目的 地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育・研究と社会活動を行うこと
- ロ 人材養成目標 地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成すること

二 事業構想学研究科

- イ 研究科の目的 地域社会における事業構想の高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、教育・研究と社会活動を行うこと
- ロ 人材養成目標 ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインの高度専門職業人並びに高度に専門的な研究能力を持つ職業人及び自立的研究者を養成すること

三 食産業学研究科

- イ 研究科の目的 地域社会における食産業の高度かつ専門的な知識・技術について、教育・研究と社会活動を行うこと
- ロ 人材養成目標 食産業に関する広い視野、高度な専門知識・技術及び研究能力を持つ職業人及び高度な実践的研究者を養成すること

(教育支援及び連携組織等)

第6条 本学に、総合情報センター、国際交流・留学生センター、地域連携センター及び共通教育センターを置く。

2 食産業学部に、附属農場を置く。

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

(事務部)

第8条 本学に、総務、教務、学生生活等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第3節 教育運営組織

(学部長)

第9条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部に、必要に応じ、学科長を置くことができる。

(教授会)

第10条 学部に学部教授会を置く。

2 学部教授会は、当該学部に属する専任の教授、准教授、講師及び助教並びに学部教授会が必要と認め理事会が承認する本学教員により構成する。

第2編教育 学則

- 3 学部教授会は、学長が当該学部に関する次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び卒業に関すること。
 - 二 学位の授与に関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる学部の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科長）

第11条 大学院の研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

（研究科教授会）

第12条 大学院の研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、当該研究科を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教並びに研究科教授会が必要と認め理事会が承認する本学教員により構成する。
- 3 研究科教授会は、学長が当該研究科に関する次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了に関すること。
 - 二 学位の授与に関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（全学委員会）

- 第13条 学長は、教育研究等に関する全学的事項を協議し処理するため、学務入試委員会、学生生活委員会その他の全学委員会を置くことができる。
- 2 全学委員会の設置、所掌事項等に関する事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

（学年）

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第15条 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

（休業日）

- 第16条 授業（学位論文の作成等に関する指導を含む。以下この条において同じ。）を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。
- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- 三 開学記念日5月1日
 - 四 春季休業日4月1日から4月7日まで
 - 五 夏季休業日8月1日から9月30日まで
 - 六 冬季休業日12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日であっても授業を行うことができる。

第5節 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、後期の始めとすることができる。

- 一 第44条第1項第三号から第五号までのいずれかに該当する者
- 二 第45条の規定により編入学を許可された者
- 三 第46条の規定により転入学を許可された者
- 四 第47条又は第60条の規定により再入学を許可された者
- 五 第58条第三号から第五号までのいずれかに該当する者
- 六 第59条第二号から第四号までのいずれかに該当する者
- 七 前各号に掲げる者のほか、入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると学長が認めた者

(入学の出願)

第18条 本学又は本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に別に定める入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第19条 学長は、前条の規定により本学又は本学大学院への入学を志願する者に対し、選考を行い、教授会（大学院に係る場合にあつては、研究科教授会。以下同じ。）の議を経て合格者を決定する。

(入学の許可及び手続)

第20条 学長は、前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

- 2 前条の規定により入学の許可を受けた者は、誓約書、保証書その他の書類を学長に提出するとともに、別に定める入学金を納付しなければならない。
- 3 学長は、前項の入学手続を完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。
- 4 前2条及び前3項に規定するもののほか、入学に関し必要な事項については、教授会、学務入試委員会及び教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

第6節 教育課程、履修方法

(1年間の授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第22条 本学及び本学大学院の授業科目及びその単位数は、それぞれ別表第一及び別表第二のとおりとする。

- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項は、教授会及び教育研究審議会の議を経て学長が別

に定める。

- 3 前項の場合において、共通教育科目に係る事項を定めるときは、教授会の議に代えて共通教育運営委員会の議を経なければならない。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(シラバス)

第25条 各科目の授業は、当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスに従って行うものとする。

- 2 シラバスには、授業科目の概要、授業の到達目標、授業の進行計画、成績の評価基準等の学務入試委員会が定める所定の項目を記載するものとする。

(成績評価・単位認定基準)

第26条 学生の期末の成績は、シラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。

- 2 前項の学生の学習到達度は、原則として試験によって評価されるものとする。
- 3 前項の試験による評価は、秀、優、良、可又は不可の5段階で表し、秀、優、良、可を当該科目履修の合格とする。
- 4 教授会は、試験に合格した者の当該科目の単位を認定する。

(学生による授業評価)

第27条 各授業科目について、期末に学生による授業評価を行うものとする。

- 2 前項の授業評価は、所定の授業時間及び学修時間によって、学生が当該授業の到達目標を達成できる授業内容、授業の方法、授業の進行であったか等の学務入試委員会が定める所定の項目に従って行うものとする。
- 3 学生の授業評価は、公表し、これを組織的に授業改善に生かすものとする。

第7節 課程の修了、学位

(課程の修了, 学位)

第28条 学士課程(学士の学位を授与する学部4年間の課程をいう。), 博士前期課程又は博士後期課程の各課程を修了するには, 課程毎に定める次の要件及びその他の要件からなる, 修了に必要な要件を満たさねばならない。

- 一 修業すべき年数(以下「修業年限」という。)以上の期間, 修業していること
 - 二 修了に必要な単位を修得していること
- 2 前項の規定による課程の修了に必要な要件を満たした者に, 課程の修了を認め, 所定の学位を授与する。
- 3 本学で授与する学位は, 次の各号に掲げる学科又は研究科の区分に応じ, 当該各号に定める学位とする。
- 一 看護学部看護学科 学士(看護学)
 - 二 事業構想学部事業計画学科 学士(事業計画学)
 - 三 事業構想学部デザイン情報学科 学士(デザイン情報学)
 - 四 食産業学部ファームビジネス学科, フードビジネス学科及び環境システム学科 学士(食産業学)
 - 五 大学院看護学研究科 修士(看護学)
 - 六 大学院事業構想学研究科 修士(事業構想学)
 - 七 大学院食産業学研究科 修士(食産業学)
 - 八 大学院看護学研究科 博士(看護学)
 - 九 大学院事業構想学研究科 博士(事業構想学)
 - 十 大学院食産業学研究科 博士(食産業学)
- 4 前2項の学位の授与に関し必要な事項は, 教授会及び教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

(課程修了及び卒業の時期)

第29条 課程修了及び卒業の時期は, 学年の終わりとする。ただし, 前条第1項の規定による課程の修了に必要な要件を前期で満たし, 前期において前条第2項の規定により課程の修了を認定された学生については, 課程修了及び卒業の時期を前期の終わりとすることができる。

第8節 休学, 転学, 留学, 退学及び除籍

(休学)

- 第30条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は, その理由及び期間を明らかにして学長に申請し, 学長の許可を受けて休学することができる。
- 2 疾病により前項の申請を行う場合には, 医師の作成する診断書を添付しなければならない。
 - 3 学長は, 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し, 教授会の議を経て休学を命ずることができる。
 - 4 第1項及び前項の休学の期間は, 引き続き1年を超えることはできない。ただし, 特別の理由がある場合は, 学長の許可を受けて2年まで延長することができる。
 - 5 休学の期間は, 通算して学士課程では4年, 修士課程及び博士前期課程では2年, 博士後期課程では3年を超えることができない。
 - 6 休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは, 学長の許可を受けて復学することができる。
 - 7 疾病のため休学した者が前項の許可を受けようとするときは, 医師の作成する診断書を添付しなければならない。
 - 8 休学の期間は, 修業した年数(以下「修業期間」という。)及び在学した年数(以下「在学期間」という。)に算入しない。

(転学等)

第31条 学部の学生で他の大学、短期大学等若しくは大学院に、又は大学院の学生で他の大学院に転学又は入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第32条 外国の大学、短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業期間及び在学期間に算入することができる。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、教授会の議を経て除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 在学することができる年数（以下「在学年限」という。）を超えた者
- 三 休学の期間を超えてなお復学しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第9節 賞罰

(表彰)

第35条 学長は、学生として表彰に値する行為があったものに対し、教授会又は各センター運営委員会の推薦に基づき、学生生活委員会及び教育研究審議会の議を経て表彰する。

(懲戒)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした学生を、教授会及び教育研究審議会の議を経て、懲戒に処する。

- 一 法令及び学則等の本学の規則規程に違反する行為
- 二 試験等において不正を行う行為
- 三 他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為
- 四 本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉や信用を傷つける行為
- 五 その他、学生として不適切な行為

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、学生による前項各号に規定する行為が重大である場合に退学とする。

3 停学の期間は、2週間又は1か月以上1年以内の一定月数とする。

4 停学の期間は、修業期間に算入しない。ただし、停学の期間が通算して2か月未満のときは、修業期間に算入する。

5 停学の期間は、在学期間に算入する。

6 第3項の規定にかかわらず、期間を短縮して修学させることが適切であると教授会及び教育研究審議会が判断した場合には、学長は停学期間を短縮することができる。

第10節 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第37条 学長は、本学又は本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考を行い、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

第2編教育 学則

- 2 学部の研究生は、大学の学士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があり、教授会がそれぞれの課程での必要な研究能力を持つと認める者に対して許可する。
- 3 研究科の研究生は、大学の修士課程又は博士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があり、研究科教授会がそれぞれの課程での必要な研究能力を持つと認める者に対して許可する。

(科目等履修生)

第38条 学長は、次条に規定するもののほか、本学又は本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考を行い、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第39条 学長は、他の大学院、大学又は短期大学等の学生で、本学又は本学大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院、大学又は短期大学等との協議又は協定に基づき、教授会の議を経て特別聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第40条 学長は、外国人で本学又は本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考を行い、教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可する。

(研究生等に関する委任)

第41条 この節に規定するもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、教授会及び教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

第11節 授業料等

(授業料、入学者選抜手数料等)

第42条 この学則に規定するもののほか、授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 大学開放の事業

(公開講座等)

第43条 本学及び本学大学院は、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座その他の大学開放の事業を行うものとする。

- 2 公開講座その他の大学開放の事業に関し必要な事項は、教授会及び教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

第2章 学部規則

第1節 入学資格等

(入学資格)

第44条 本学の学士課程1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の

当該課程を修了した者

- 五 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（編入学）

第45条 本学の看護学部第3年次に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した大学を卒業した者
 - 二 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業した者
 - 三 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定により都道府県知事の指定した看護師養成所のうち専修学校であるもの（学校教育法施行規則第186条第1項に規定する基準を満たすものに限る。）の専門課程を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限る。）
 - 四 高等学校の専攻科の課程（看護に関するものであって、修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定するものに限る。）
- 2 本学の事業構想学部の課程に編入学をすることができる者は、大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者とし、入学年次は、教授会が判定する。
- 3 本学の食産業学部第3年次に編入学をすることができる者は、大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

（転入学）

第46条 学長は、他の大学に在籍する者で本学の事業構想学部又は食産業学部への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考を行い、教授会の議を経て相当と認める年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第47条 学長は、本学を退学した者又は第34条第一号の規定により本学を除籍された者で再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考を行い、教授会の議を経て相当と認める年次に入学を許可することができる。

（転学部及び転学科）

第48条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する者があるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考を行い、教授会の議を経てこれを許可することができる。

- 2 前3条及び前項に規定するもののほか、編入学及び転入学、再入学並びに転学部及び転学科に関し必要な事項は、教授会、学務入試委員会及び教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

(学籍)

第49条 学生の学籍は、学長が入学、編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可した学部学科に置くものとする。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第50条 学士課程の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、編入学若しくは転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の修業年限は、教授会の議を経て学部長が決定するものとする。

(在学年限)

第51条 学生の在学年限は6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、編入学若しくは転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の在学年限は、6年を超えない範囲内で教授会の議を経て学部長が決定するものとする。

第3節 単位認定、卒業認定等

(他学部又は他学科の授業科目の履修)

第52条 学生は、学長の承認を得て、60単位を超えない範囲で本学の他の学部又は学科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第53条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議又は単位互換協定等に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条の規定により修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第54条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第52条の規定により修得した単位数及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第55条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修

得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、第52条の規定により修得した単位数並びに第53条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学士課程修了及び卒業の認定等)

第56条 学長は、修業年限を満たし、別表第一に定める授業科目を履修し、次の各号に掲げる学部の区分に応じ、当該各号に定める卒業必要単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て、当該学部の学士課程の修了及び卒業を認定する。

- 一 看護学部 126単位以上
- 二 事業構想学部 124単位以上
- 三 食産業学部 128単位以上

- 2 学長は、学生が第52条から前条までの規定により修得した単位を、別に定めるところにより、前項に規定する卒業必要単位数に含めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長は、3年以上在学し、所定の卒業必要単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める者に対し、学士課程の修了及び卒業を認めることができる。
- 4 学長は、前3項の規定により学士課程の修了及び卒業を認定した者に対し、学士の学位及び卒業証書を授与する。

(養護教諭一種免許状)

第57条 看護学部の学生で、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する養護教諭一種免許状を得ようとする者は、同法第5条第1項に定める所要の単位を修得しなければならない。

第3章 大学院規則

第1節 入学資格等

(博士前期課程の入学資格)

第58条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設

第2編教育 学則

設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、それぞれ本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者

十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

第59条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 学校教育法施行規則第156条第5号の規定により文部科学大臣が指定した者

七 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（再入学）

第60条 学長は、本学大学院を退学し、又は第34条第一号の規定により本学大学院を除籍された者で再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考を行い、研究科教授会の議を経て相当と認める年次に入学を許可することができる。

（学籍）

第61条 学生の学籍は、学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

第2節 修業年限及び在学年限

（修業年限及び在学年限）

第62条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の在学年限は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えない範囲内で、研究科教授会の議を経て、研究科長が決定するものとする。

第3節 授業及び研究指導

(授業及び研究指導)

第63条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第64条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第65条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

第4節 単位認定、課程の修了等

(他の研究科の授業科目の履修)

第66条 学生は、博士前期課程において、10単位を超えない範囲で、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第67条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議又は協定等に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第68条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第66条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第69条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第62条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、第62条第2項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経て、研究科長が決定するものとする。

(博士前期課程の修了)

第70条 博士前期課程の修了は、当該博士前期課程に2年以上在学して、別表第二に定める授業科目を履修の上、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て学長が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者と研究科教授会が認める者については、その標準修業年限にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 学長は、博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

(博士後期課程の修了)

第71条 博士後期課程の修了は、当該博士後期課程に3年以上在学して、別表第二に定める授業科目を履修の上、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て学長が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者と研究科教授会が認める者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。

一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第59条第二号から第六号までに該当する者 1年

二 博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 博士前期課程における在学期間を含め3年

3 学長は、博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

第4章 その他

(学則の改廃等)

第72条 この学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 前項の理事会の審議に先立ち、教授会、学務入試委員会及び教育研究審議会の議を経るものとする。

3 前項の場合において、改廃事項が共通教育科目に係る事項であるときは、学務入試委員会に代えて共通教育運営委員会の議を経るものとする。

(委任)

第73条 この学則の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において在籍する学生に対する授業科目及びその単位数、成績評価・単位認定基準、課程修了及び卒業の認定並びに在学年限については、この規則の規定にかかわらず、宮城大学学則を廃止する規則(平成21年宮城県規則第40号)により廃止された宮城大学学則(平成8年宮城県規則第82号)及び宮城大学大学院学則を廃止する規則(平成21年宮城県規則第41号)により廃止された宮城大学大学院学則(平成12年宮城県規則第231号)の例による。

附 則 (H21.9.30 第11回理事会)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (H22.3.24 第19回理事会)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、看護学研究科の課程変更に係る文部科学大臣の認可の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に看護学研究科の修士課程に在籍する学生については、改正後の宮城大学学則第4条に規定する看護学研究科の博士前期課程の相当の学生となるものとする。
- 3 この規則の施行の日の前日において在籍する学生に係る授業科目及びその単位数並びに修士課程の修了の認定については、改正後の宮城大学学則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 看護学研究科博士後期課程に係る学生の募集手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (H22.9.29 第29回理事会)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の表及び第59条の改正は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (H23.3.23 第38回理事会)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規則の改正の前日において在籍する学生に対する授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H23.7.27 第44回理事会)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この規則の改正の前日において在籍する学生に対する授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H23.11.30 第48回理事会)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H24.2.22 第52回理事会)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この規則の改正の前日において在籍する学生に対する授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H24.9.26 第60回理事会)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の改正の前日において在籍する学生に対する授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学学生は、改正後の学則別表第一のうち、共通教育科目に新たに追加された授業科目を履修することができる。

附 則 (H25.2.27 第66回理事会)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、食産業学研究科の課程変更に係る文部科学大臣の認可の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食産業学研究科の修士課程に在籍する学生については、改正後の宮城大学学則第4条に規定する食産業学研究科の博士前期課程の相当の学生となるものとする。
- 3 この規則の施行の日の前日において在籍する学生に係る授業科目及びその単位数並びに修士課程の修了の認定については、改正後の宮城大学学則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

4 食産業学研究科博士後期課程に係る学生の募集手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (H25.5.22 第69回理事会)

この規則は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規則は、平成26年4月1日から適用する。ただし、この規則の改正の前日において在学する学生に対する授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規則は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規則の改正の前日において在学する学生に対する授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H28.6.29 第110回理事会)

この規則は、平成28年6月29日から施行する。

別表第一(第22条, 第56条関係)

1 看護学部看護学科 1/3

授業科目の名称			単位数		備考
			必修	選択	
共通教育科目	語学	英語ⅠA	1		留学生は選択
		英語ⅠB	1		留学生は選択
		英語ⅡA	1		留学生は選択
		英語ⅡB	1		留学生は選択
		英語ⅢA	1		留学生は選択
		英語ⅢB	1		留学生は選択
		英語ⅣA		2	
		英語ⅣB		1	
		英語Ⅴ		1	
		英語Ⅵ		1	
		中国語Ⅰ		1	
		中国語Ⅱ		1	
		韓国語Ⅰ		1	
		韓国語Ⅱ		1	
		語学講義Ⅰ		1	
		語学講義Ⅱ		1	
		情報リテラシー	情報処理	2	
基礎統計学	2				
人間形成科目	基礎ゼミ	1			
	宗教学		2		
	日本の歴史・文化		2		
	東南アジアの歴史・文化		2		
	哲学		2		
	音楽		2		
	美術		2		
	健康科学		2		
	Global StudiesⅠ		2		
	Global StudiesⅡ		2		
スポーツ実技		2	養護教諭一種免許状取得に必修		
人文・社会科学	心理学		2		
	現代社会論		2		
	憲法		2	養護教諭一種免許状取得に必修	
	経済学概論		2		
基礎科学	数学基礎		2		
	物理基礎		2		
	化学基礎		2		
	生物基礎		2		
	数学概論		2		
	物理概論		2		
	化学概論		2		
	生物概論		2		
特別講義Ⅰ		2			
特別講義Ⅱ		1			
留学生対象	日本事情Ⅰ	2		留学生のみ履修可能	
	日本事情Ⅱ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅰ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅱ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅲ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅳ	2		留学生のみ履修可能	

別表第一(第22条, 第56条関係)

1 看護学部看護学科 2/3

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修	選択		
専門教育科目	専門基礎科目	人間発達学	2		
		臨床心理学		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		保健行動科学		2	
		医療倫理学	2		
		人間関係論	2		
		形態機能学Ⅰ	1		
		形態機能学Ⅱ	1		
		形態機能学Ⅲ	1		
		薬理学	2		
		栄養学	2		
		家族社会学		2	
		社会福祉学		2	
		公衆衛生学	2		
		疫学Ⅰ	2		
		疫学Ⅱ		2	保健師国家試験受験資格に必修
		保健医療福祉行政論		2	保健師国家試験受験資格に必修
		学校保健論		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		病態学	2		
		疾病論Ⅰ	1		
		疾病論Ⅱ	1		
疾病論Ⅲ	1				
リハビリテーション学		2			
代替療法		2			
看護情報学Ⅰ	1				
看護情報学Ⅱ		1			
応用看護情報学		1			
専門科目		看護学原論	2		
		看護実践論	2		
		ライフステージ看護学概論Ⅰ	2		
		ライフステージ看護学概論Ⅱ	2		
		地域看護学概論	2		
		看護学研究法	2		
		国際比較看護論		2	
		家族看護論	2		
		災害活動論		2	災害看護プログラム関連科目
		救急・災害看護論		2	災害看護プログラム関連科目
		災害看護支援論		2	災害看護プログラム関連科目
		実践看護英語演習		1	
		治療看護論		2	
		看護技術論	2		
		看護援助技術論Ⅰ	1		
		看護援助技術論Ⅱ	1		
		看護援助技術論Ⅲ	1		
		母性看護援助論Ⅰ	2		
		母性看護援助論Ⅱ	2		
		小児看護援助論Ⅰ	2		
小児看護援助論Ⅱ	2				
成人看護援助論Ⅰ	2				
成人看護援助論Ⅱ	2				
成人看護援助論Ⅲ	2				

別表第一(第22条, 第56条関係)

1 看護学部看護学科 3/3

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修	選択		
専門教育科目	専門科目	老年看護援助論Ⅰ	2		
		老年看護援助論Ⅱ	2		
		精神看護援助論Ⅰ	2		
		精神看護援助論Ⅱ	2		
		地域看護援助論	2		
		看護マネジメントⅠ	2		
		看護マネジメントⅡ	2		
		在宅看護援助論Ⅰ	2		
		在宅看護援助論Ⅱ	2		
		緩和ケア論	2		
		卒業研究	2		
		基礎看護学実習	3		
		母性看護学実習	2		
		小児看護学実習	2		
		成人看護学実習	6		
		老年看護学実習	3		
		精神看護学実習	2		
		在宅看護学実習	1		
		地域看護学実習	2		
		総合実習	2		
		公衆衛生看護援助論		2	保健師国家試験受験資格に必修
		公衆衛生看護活動論Ⅰ		2	保健師国家試験受験資格に必修
		公衆衛生看護活動論Ⅱ		2	保健師国家試験受験資格に必修
		公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		1	保健師国家試験受験資格に必修
		公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1	保健師国家試験受験資格に必修
		公衆衛生看護マネジメント		2	保健師国家試験受験資格に必修
公衆衛生看護学実習		3	保健師国家試験受験資格に必修		
教職に関する科目等		養護概説		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		健康相談活動		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		教職論		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		教育学概論		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		教育心理学		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		教育内容論		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		教育の方法		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		生徒指導		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		相談心理学		2	養護教諭一種免許状取得に必修
		養護実習		5	養護教諭一種免許状取得に必修
		教職実践演習(養護教諭)		2	養護教諭一種免許状取得に必修

別表第一(第22条, 第56条関係)

2 事業構想学部事業計画学科 1/4

授業科目の名称			単位数		備考
			必修	選択	
共通教育科目	語学	英語ⅠA	1		留学生は選択
		英語ⅠB	1		留学生は選択
		英語ⅡA	1		留学生は選択
		英語ⅡB	1		留学生は選択
		英語ⅢA	1		留学生は選択
		英語ⅢB	1		留学生は選択
		英語ⅣA		2	
		英語ⅣB		1	
		英語Ⅴ		1	
		英語Ⅵ		1	
		中国語Ⅰ		1	
		中国語Ⅱ		1	
		韓国語Ⅰ		1	
		韓国語Ⅱ		1	
		語学講義Ⅰ		1	
		語学講義Ⅱ		1	
		情報リテラシー	情報処理	2	
基礎統計学	2				
人間形成科目	基礎ゼミ	1			
	宗教学		2		
	日本の歴史・文化		2		
	東南アジアの歴史・文化		2		
	哲学		2		
	音楽		2		
	美術		2		
	健康科学		2		
	コミュニケーション		2		
	Global StudiesⅠ		2		
Global StudiesⅡ		2			
スポーツ実技		2			
人文・社会科学	心理学		2		
	現代社会論		2		
	憲法		2		
	経済学概論		2		
基礎科学	数学基礎		2		
	物理基礎		2		
	化学基礎		2		
	生物基礎		2		
	数学概論		2		
	物理概論		2		
	化学概論		2		
	生物概論		2		
特別講義Ⅰ		2			
特別講義Ⅱ		1			
留学生対象	日本事情Ⅰ	2		留学生のみ履修可能	
	日本事情Ⅱ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅰ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅱ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅲ	2		留学生のみ履修可能	
	日本語Ⅳ	2		留学生のみ履修可能	

別表第一(第22条, 第56条関係)

2 事業構想学部事業計画学科 2/4

授業科目の名称			単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	基本科目	基礎科目	経営学概論	2	
			事業計画概論	2	
			デザイン情報概論		2
			法学概論		2
			簿記原理	2	
			会計学総論	2	
			建築概論		2
			コンピュータ科学		2
			地域資源論		2
			地域政策論		2
			デザイン理論		2
			ビジネスプランニング		2
			ビジネスプレゼンテーション		2
			事業構想特別講義**		
			事業構想の数理		2
			デザイン史		2
			民法		2
			事業計画特別講義 I		2
			デザイン情報特別講義 I		2
			感性情報処理		2
			商法・会社法		2
	マーケティングリサーチ		2		
	マーケティング論		2		
	ミクロ経済学		2		
	事業計画特別講義 II		2		
	デザイン情報特別講義 II		2		
	社会科学総論		2		
	地域産業論*		2		
	知的財産権		2		
	事業計画特別講義 III		2		
	デザイン情報特別講義 III		2		
	チームプロジェクト研究	2			
	復興の地域経営*		2		
事業構想総論		2			
	キャリア科目	キャリア開発A	1		
		キャリア開発B	1		
		キャリア開発C	1		
		キャリア開発D	1		
		インターンシップ I		2	
		インターンシップ II		2	
		インターンシップ III**			
		グローバルインターンシップ**			
		学外研修**			
	基幹科目	理系 ビジネスプランニング―管	企業簿記論		2
			金融論		2
			経営戦略		2
			経営財務		2
			人的資源管理		2
			税務会計		2
			非営利事業会計		2
			意思決定会計		2

別表第一(第22条, 第56条関係)

2 事業構想学部事業計画学科 3/4

授業科目の名称				単位数		備考
				必修	選択	
ビジネスプランニング-開発系	企業評価		2			
	公法		2			
	CSR・監査論		2			
	ベンチャー企業論		2			
	ITソリューション		2			
	eビジネス		2			
	観光学		2			
	メディアプランニング		2			
	ホスピタリティビジネス		2			
	流通システム		2			
	市場・社会調査事例		2			
	商業開発		2			
	販売促進		2			
	ビジネスコントラクト		2			
	ビジネスプロセスマネジメント		2			
	ブランディング		2			
	ソーシャルプランニング系	医療福祉政策論		2		
行政学総論			2			
地域計画			2			
交通計画			2			
コミュニティビジネス			2			
社会調査			2			
地域交流事業			2			
社会起業論			2			
非営利経営論			2			
環境政策論			2			
地域経済論			2			
演習科目	メディアリテラシー	1				
	フィールドワークリテラシー	1				
	データマイニングリテラシー		1			
	事業演習Ⅰ(ビジネスプランニング-管理系)		2			
	事業演習Ⅰ(ビジネスプランニング-開発系)		2			
	事業演習Ⅰ(ソーシャルプランニング系)		2			
	事業演習Ⅰ(複合系)		2			
	事業演習Ⅰ(実践系)		2			
	事業演習Ⅱ(ビジネスプランニング-管理系)		2			
	事業演習Ⅱ(ビジネスプランニング-開発系)		2			
	事業演習Ⅱ(ソーシャルプランニング系)		2			
	事業演習Ⅱ(複合系)		2			
	事業演習Ⅱ(実践系)		2			
	事業計画研究	3				
卒業研究	3					

別表第一(第22条, 第56条関係)

2 事業構想学部事業計画学科 4/4

授業科目の名称			単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	関連科目	メディアデザイン系		2	
		造形デザイン		2	
		ビジュアル情報処理		2	
		プロジェクト管理		2	
		メディアエレクトロニクス		2	
		メディア表現		2	
		アルゴリズム基礎		2	
		ウェブデザイン		2	
		ゲームデザイン		2	
		システム設計		2	
		デザインマネジメント		2	
		インタラクションデザイン		2	
		情報ネットワーク		2	
		データベース		2	
		データマイニング		2	
		ユーザビリティ		2	
		映像デザイン		2	
		オペレーティングシステム		2	
		広告・グラフィックスデザイン		2	
		デザイン情報環境		2	
プロダクトデザイン		2			
	空間デザイン系	環境表現技術		2	
建築一般構造			2		
建築計画			2		
建築史			2		
都市と文化			2		
インテリアデザイン			2		
建築企画			2		
建築法規			2		
構造デザイン			2		
構造力学Ⅰ			2		
サステイナブルデザイン			2		
環境工学			2		
建築デザイン			2		
構造力学Ⅱ			2		
材料学			2		
都市計画			2		
ファシリティマネジメント			2		
ランドスケープデザイン			2		
建築コスト			2		
空間デザイン			2		
空間と事業		2			
施工技術		2			
設備設計		2			
地区計画		2			

別表第一(第22条, 第56条関係)

3 事業構想学部デザイン情報学科 1/4

授業科目の名称			単位数		備考	
			必修	選択		
共通教育科目	語学	英語ⅠA	1		留学生は選択	
		英語ⅠB	1		留学生は選択	
		英語ⅡA	1		留学生は選択	
		英語ⅡB	1		留学生は選択	
		英語ⅢA	1		留学生は選択	
		英語ⅢB	1		留学生は選択	
		英語ⅣA		2		
		英語ⅣB		1		
		英語Ⅴ		1		
		英語Ⅵ		1		
		中国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		韓国語Ⅰ		1		
		韓国語Ⅱ		1		
		語学講義Ⅰ		1		
		語学講義Ⅱ		1		
		情報リテラシー	情報処理	2		
			基礎統計学	2		
人間形成科目	基礎ゼミ	1				
	宗教学		2			
	日本の歴史・文化		2			
	東南アジアの歴史・文化		2			
	哲学		2			
	音楽		2			
	美術		2			
	健康科学		2			
	コミュニケーション		2			
	Global StudiesⅠ		2			
Global StudiesⅡ		2				
スポーツ実技		2				
人文・社会科学	心理学		2			
	現代社会論		2			
	憲法		2			
	経済学概論		2			
基礎科学	数学基礎		2			
	物理基礎		2			
	化学基礎		2			
	生物基礎		2			
	数学概論		2			
	物理概論		2			
	化学概論		2			
	生物概論		2			
特別講義Ⅰ		2				
特別講義Ⅱ		1				
留学生対象	日本事情Ⅰ	2		留学生のみ履修可能		
	日本事情Ⅱ	2		留学生のみ履修可能		
	日本語Ⅰ	2		留学生のみ履修可能		
	日本語Ⅱ	2		留学生のみ履修可能		
	日本語Ⅲ	2		留学生のみ履修可能		
	日本語Ⅳ	2		留学生のみ履修可能		

別表第一(第22条, 第56条関係)

3 事業構想学部デザイン情報学科 2/4

授業科目の名称				単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	基本科目	基礎科目	経営学概論		2	空間デザインコースは必修 メディアデザインコースは必修
			事業計画概論		2	
			デザイン情報概論	2		
			法学概論		2	
			簿記原理	2		
			会計学総論	2		
			建築概論		2	
			コンピュータ科学		2	
			地域資源論		2	
			地域政策論		2	
			デザイン理論	2		
			ビジネスプランニング		2	
			ビジネスプレゼンテーション		2	
			事業構想特別講義**			
			事業構想の数理		2	
			デザイン史	2		
			民法		2	
			事業計画特別講義 I		2	
			デザイン情報特別講義 I		2	
			感性情報処理		2	
			商法・会社法		2	
			マーケティングリサーチ		2	
			マーケティング論		2	
			ミクロ経済学		2	
			事業計画特別講義 II		2	
			デザイン情報特別講義 II		2	
			社会科学総論		2	
	地域産業論*		2			
	知的財産権		2			
	事業計画特別講義 III		2			
	デザイン情報特別講義 III		2			
	チームプロジェクト研究	2				
	復興の地域経営*		2			
事業構想総論		2				
キャリア科目	キャリア開発A		1			
	キャリア開発B		1			
	キャリア開発C		1			
	キャリア開発D		1			
	インターンシップ I			2		
	インターンシップ II			2		
	インターンシップ III**					
	グローバルインターンシップ**					
	学外研修**					

第2編教育 学則

別表第一(第22条, 第56条関係)

3 事業構想学部デザイン情報学科 3/4

授業科目の名称			単位数		備考	
			必修	選択		
専門教育科目	基幹科目	メディアデザイン系	造形デザイン		2	メディアデザインコースは必修
			ビジュアル情報処理		2	メディアデザインコースは必修
			プロジェクト管理		2	メディアデザインコースは必修
			メディアエレクトロニクス		2	メディアデザインコースは必修
			メディア表現		2	メディアデザインコースは必修
			アルゴリズム基礎		2	メディアデザインコースは必修
			ウェブデザイン		2	メディアデザインコースは必修
			ゲームデザイン		2	
			システム設計		2	メディアデザインコースは必修
			デザインマネジメント		2	メディアデザインコースは必修
			インタラクションデザイン		2	
			情報ネットワーク		2	
			データベース		2	
			データマイニング		2	
			ユーザビリティ		2	
			映像デザイン		2	
			オペレーティングシステム		2	
			広告・グラフィックスデザイン		2	
			デザイン情報環境		2	メディアデザインコースは必修
			プロダクトデザイン		2	
		空間デザイン系	環境表現技術		2	
			建築一般構造		2	空間デザインコースは必修
			建築計画		2	空間デザインコースは必修
			建築史		2	空間デザインコースは必修
			都市と文化		2	
			インテリアデザイン		2	
			建築企画		2	
			建築法規		2	空間デザインコースは必修
			構造デザイン		2	
			構造力学Ⅰ		2	空間デザインコースは必修
			サステイナブルデザイン		2	
			環境工学		2	空間デザインコースは必修
			建築デザイン		2	
	構造力学Ⅱ		2			
	材料学		2	空間デザインコースは必修		
	都市計画		2	空間デザインコースは必修		
	ファンリティマネジメント		2			
	ランドスケープデザイン		2			
	建築コスト		2			
	空間デザイン		2			
	空間と事業		2			
	施工技術		2	空間デザインコースは必修		
	設備設計		2			
	地区計画		2			

別表第一(第22条, 第56条関係)

3 事業構想学部デザイン情報学科 4/4

授業科目の名称				単位数		備考	
				必修	選択		
専門教育科目	基幹科目	演習科目	プログラミング基礎	1			
			メディアデザイン基礎	1			
			空間デザイン基礎	1			
			メディアデザイン演習 I		2	メディアデザインコースは必修	
			設計製図 I		2	空間デザインコースは必修	
			造形デザイン演習 I		2		
			メディアデザイン演習 II		2	メディアデザインコースは必修	
			設計製図 II		2	空間デザインコースは必修	
			造形デザイン演習 II		2		
			メディアデザイン演習 A		2	メディアデザインコースは必修	
			施設設計製図 A		2	空間デザインコースは必修	
			メディアデザイン演習 B		3	メディアデザインコースは必修	
			施設設計製図 B		3	空間デザインコースは必修	
			メディアデザイン演習 C		3	メディアデザインコースは必修	
			施設設計製図 C		3	空間デザインコースは必修	
			デザイン情報ゼミナール	1			
			デザイン情報研究	3			
	卒業研究	3					
		関連科目	ビジネスプランニング―管理系	企業簿記論		2	
	金融論				2		
経営戦略				2			
経営財務				2			
人的資源管理				2			
税務会計				2			
非営利事業会計				2			
意思決定会計				2			
企業評価				2			
公法				2			
CSR・監査論				2			
ベンチャー企業論				2			

別表第一(第22条, 第56条関係)

4 食産業学部ファームビジネス学科 1/3

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
語学	英語ⅠA	1		留学生は選択
	英語ⅠB	1		留学生は選択
	英語ⅡA	1		留学生は選択
	英語ⅡB	1		留学生は選択
	英語ⅢA	1		留学生は選択
	英語ⅢB	1		留学生は選択
	英語ⅣA		2	
	英語ⅣB		1	
	英語Ⅴ		1	
	英語Ⅵ		1	
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
	韓国語Ⅰ		1	
	韓国語Ⅱ		1	
	語学講義Ⅰ		1	
	語学講義Ⅱ		1	
情報リテラシー	情報処理	2		
	基礎統計学	2		
共通教育科目	人間形成科目	1		
	基礎ゼミ		2	
	宗教学		2	
	日本の歴史・文化		2	
	東南アジアの歴史・文化		2	
	哲学		2	
	音楽		2	
	美術		2	
	健康科学		2	
	コミュニケーション		2	
Global StudiesⅠ		2		
Global StudiesⅡ		2		
スポーツ実技		2		
人文・社会科学	心理学		2	
	現代社会論		2	
	憲法		2	
	経済学概論		2	
基礎科学	数学基礎		2	
	物理基礎		2	
	化学基礎		2	
	生物基礎		2	
	数学概論		2	
	物理概論		2	
	化学概論		2	
	生物概論		2	
特別講義Ⅰ		2		
特別講義Ⅱ		1		
留学生対象	日本事情Ⅰ	2		留学生のみ履修可能
	日本事情Ⅱ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅰ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅱ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅲ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅳ	2		留学生のみ履修可能

別表第一(第22条, 第56条関係)

4 食産業学部ファームビジネス学科 2/3

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修	選択		
省略					
専門教育科目	専門基礎科目	経済経営学基礎	2		
		応用統計学	2		
		フードコミュニケーション	2		
		地域農村社会論		2	
		マーケティング論	2		
		食料・農業・農村政策		2	
		植物生産概論	2		
		動物生産概論	2		
		海洋生物生産概論		2	
		食産業学Ⅰ	2		
		食産業学Ⅱ		2	
		食品有機化学		2	
		食品化学		2	
		食品生化学		2	
		微生物学		2	
		環境保全論		2	
		再生可能エネルギー論		2	
		地域食産業論	2		
		ネットワークとデータベース		2	
		食産業基礎演習	1		
科学基礎実験	1				
専門科目	専門科目	経営経済基礎数学		2	
		食料経済学		2	
		農業経済学	2		
		農業経営学	2		
		食品流通論		2	
		財務・会計論		2	
		食品マーケティング論		2	
		国際食品経済論		2	
		食産業政策論		2	
		リスクアナリシス		2	
		フードサービス産業論		2	
		フードサービス事業運営論		2	
		食品企業経営論		2	
		アグリビジネス論		2	
		国際食品企業論		2	
		農業経営経済演習		1	
		食品マーケティング戦略演習Ⅰ		1	
		食品マーケティング戦略演習Ⅱ		1	
		園芸学Ⅰ		2	
		園芸学Ⅱ		2	
		園芸学Ⅲ		2	
		食用作物学	2		
		資源作物学		2	
		植物遺伝育種学		2	
		植物病理学		2	
		環境保全型農業論		2	

別表第一(第22条, 第56条関係)

4 食産業学部ファームビジネス学科 3/3

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
	農業気象学		2	
	園芸・作物実験実習Ⅰ		1	
	園芸・作物実験実習Ⅱ		1	
	植物生理生態実験Ⅰ		1	
	植物生理生態実験Ⅱ		1	
	動物生産管理論	2		
	動物衛生学		2	
	動物生殖学		2	
	草地環境管理論		2	
	動物栄養と飼料		2	
	動物遺伝育種学		2	
	動物機能形態学		2	
	動物発生工学		2	
	実験動物学		1	
	動物福祉論		1	
	動物生産実習		1	
	動物実験及び実験法Ⅰ		2	
	動物実験及び実験法Ⅱ		2	
	植物生理学	2		
	分子生物学		2	
	分子遺伝学		2	
	土壌肥料学	2		
	昆虫管理学		2	
	生産環境実験実習		1	
	バイオマス利用論		2	
	バイオ基礎実験及び実験法		2	
	食品衛生学		2	
	栄養学		2	
	農産食品学		2	
	畜産食品学		2	
	食品安全性検査実験		1	
	食材生産実習	1		
	食材生産・加工実習	1		
	キャリア開発Ⅰ	2		
	キャリア開発Ⅱ	2		
	ファームビジネス基礎研究	1		
	ファームビジネス特別講義	1		
	卒業研究	6		
	長期インターンシップ		※	※単位数は、内容・期間に応じて別に定める
	グローバルインターンシップ		※	
	学外研修		※	
	食産業特別講義		※	

別表第一(第22条, 第56条関係)

5 食産業学部フードビジネス学科 1/3

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
語学	英語ⅠA	1		留学生は選択
	英語ⅠB	1		留学生は選択
	英語ⅡA	1		留学生は選択
	英語ⅡB	1		留学生は選択
	英語ⅢA	1		留学生は選択
	英語ⅢB	1		留学生は選択
	英語ⅣA		2	
	英語ⅣB		1	
	英語Ⅴ		1	
	英語Ⅵ		1	
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
	韓国語Ⅰ		1	
	韓国語Ⅱ		1	
	語学講義Ⅰ		1	
	語学講義Ⅱ		1	
情報リテラシー	情報処理	2		
	基礎統計学	2		
共通教育科目	人間形成科目	1		
	基礎ゼミ		2	
	宗教学		2	
	日本の歴史・文化		2	
	東南アジアの歴史・文化		2	
	哲学		2	
	音楽		2	
	美術		2	
	健康科学		2	
	コミュニケーション		2	
Global StudiesⅠ		2		
Global StudiesⅡ		2		
スポーツ実技		2		
人文・社会科学	心理学		2	
	現代社会論		2	
	憲法		2	
	経済学概論		2	
基礎科学	数学基礎		2	
	物理基礎		2	
	化学基礎		2	
	生物基礎		2	
	数学概論		2	
	物理概論		2	
	化学概論		2	
	生物概論		2	
特別講義Ⅰ		2		
特別講義Ⅱ		1		
留学生対象	日本事情Ⅰ	2		留学生のみ履修可能
	日本事情Ⅱ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅰ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅱ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅲ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅳ	2		留学生のみ履修可能

別表第一(第22条, 第56条関係)

5 食産業学部フードビジネス学科 2/3

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修	選択		
省略					
専門教育科目	専門基礎科目	経済経営学基礎	2		
		応用統計学	2		
		フードコミュニケーション	2		
		地域農村社会論		2	
		マーケティング論	2		
		食料・農業・農村政策		2	
		植物生産概論		2	
		動物生産概論		2	
		海洋生物生産概論		2	
		食産業学Ⅰ	2		
		食産業学Ⅱ	2		
		食品有機化学	2		
		食品化学	2		
		食品生化学		2	
		微生物学	2		
		環境保全論		2	
		再生可能エネルギー論		2	
		地域食産業論	2		
		ネットワークとデータベース		2	
		食産業基礎演習	1		
科学基礎実験	1				
専門科目	専門科目	財務・会計論		2	
		食料経済学	2		
		食品企業組織論		2	
		食品企業経営論	2		
		食品流通論		2	
		フードサービス産業論		2	
		国際食品経済論		2	
		食品企業経営戦略論		2	
		食品マーケティング論	2		
		経営情報学概論		2	
		フードサービス事業運営論		2	
		食品製造・加工産業論		2	
		食品企業ファイナンス論		2	
		応用マーケティング論		2	
		食産業政策論	2		
		eビジネス論		2	
		企業倫理		2	
		リスクアナリシス		2	
		食産業・政策史		2	
		国際食品企業論		2	
		食品衛生学	2		
		農産食品学		2	
		畜産食品学		2	
		水産食品学		2	
		栄養学	2		
		食品貯蔵・流通技術論	2		
		食品物理化学		2	

別表第一(第22条, 第56条関係)

5 食産業学部フードビジネス学科 3/3

授業科目の名称		単位数		備考		
		必修	選択			
専門 教育 科目	専門 科目	分子生物学		2	※単位数は、内容・期間に 応じ別に定める。	
		食品機能学		2		
		食品の安全性管理	2			
		食品工学		2		
		発酵食品・醸造学		2		
		ライフステージ栄養学		2		
		フードシステム調査演習Ⅰ		1		
		フードシステム調査演習Ⅱ		1		
		フードサービス事業演習		1		
		食品マーケティング戦略演習Ⅰ		1		
		食品マーケティング戦略演習Ⅱ		1		
		食品企業経営戦略演習Ⅰ		1		
		食品企業経営戦略演習Ⅱ		1		
		食材生産実習	1			
		食材加工実習及び加工法	2			
		食品基礎分析実験及び実験法		2		
		食品衛生学実験及び実験法	2			
		微生物学実験及び実験法		2		
		食品栄養・機能性実験及び実験法		2		
		食品化学実験及び実験法		2		
		品質保証システム演習		1		
		キャリア開発Ⅰ	2			
		キャリア開発Ⅱ	2			
		フードビジネス基礎研究	1			
		食と未来	2			
		卒業研究	6			
長期インターンシップ		※				
グローバルインターンシップ		※				
学外研修		※				
食産業特別講義		※				

別表第一(第22条, 第56条関係)

6 食産業学部環境システム学科 1/3

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
語学	英語ⅠA	1		留学生は選択
	英語ⅠB	1		留学生は選択
	英語ⅡA	1		留学生は選択
	英語ⅡB	1		留学生は選択
	英語ⅢA	1		留学生は選択
	英語ⅢB	1		留学生は選択
	英語ⅣA		2	
	英語ⅣB		1	
	英語Ⅴ		1	
	英語Ⅵ		1	
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
	韓国語Ⅰ		1	
	韓国語Ⅱ		1	
	語学講義Ⅰ		1	
	語学講義Ⅱ		1	
情報リテラシー	情報処理	2		
	基礎統計学	2		
共通教育科目	人間形成科目	1		
	基礎ゼミ		2	
	宗教学		2	
	日本の歴史・文化		2	
	東南アジアの歴史・文化		2	
	哲学		2	
	音楽		2	
	美術		2	
	健康科学		2	
	コミュニケーション		2	
Global StudiesⅠ		2		
Global StudiesⅡ		2		
スポーツ実技		2		
人文・社会科学	心理学		2	
	現代社会論		2	
	憲法		2	
	経済学概論		2	
基礎科学	数学基礎		2	
	物理基礎		2	
	化学基礎		2	
	生物基礎		2	
	数学概論		2	
	物理概論		2	
	化学概論		2	
	生物概論		2	
特別講義Ⅰ		2		
特別講義Ⅱ		1		
留学生対象	日本事情Ⅰ	2		留学生のみ履修可能
	日本事情Ⅱ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅰ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅱ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅲ	2		留学生のみ履修可能
	日本語Ⅳ	2		留学生のみ履修可能

別表第一(第22条, 第56条関係)

6 食産業学部環境システム学科 2/3

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修	選択		
省略					
専門教育科目	専門基礎科目	経済経営学基礎		2	
		応用統計学	2		
		フードコミュニケーション		2	
		地域農村社会論		2	
		マーケティング論		2	
		食料・農業・農村政策	2		
		植物生産概論		2	
		動物生産概論		2	
		海洋生物生産概論		2	
		食産業学Ⅰ	2		
		食産業学Ⅱ		2	
		食品有機化学		2	
		食品化学		2	
		食品生化学		2	
		微生物学		2	
		環境保全論	2		
		再生可能エネルギー論	2		
		地域食産業論	2		
		ネットワークとデータベース		2	
		食産業基礎演習	1		
科学基礎実験	1				
専門科目	専門科目	測量学Ⅰ	2		
		測量学Ⅱ		2	
		環境システム学	2		
		線形計画概論		2	
		構造力学Ⅰ	2		
		構造力学Ⅱ		2	
		地盤工学Ⅰ	2		
		地盤工学Ⅱ		2	
		環境化学		2	
		環境物理学		2	
		環境衛生工学	2		
		経営情報学概論		2	
		公園緑地設計論		2	
		農業水利学		2	
		土壌物理学		2	
		環境物理化学		2	
		バイオマス利用論	2		
		環境水質論	2		
		水環境再生論		2	
		景観デザイン論		2	
		環境生物工学		2	
		農地工学Ⅰ	2		
		農地工学Ⅱ		2	
		水理学	2		

別表第一(第22条, 第56条関係)

6 食産業学部環境システム学科 3/3

授業科目の名称		単位数		備考	
		必修	選択		
専門 教育 科目	専門 科目	環境水文気象学		2	
		土木構造物設計論		2	
		材料学		2	
		環境計測・制御論		2	
		生産・環境機械論		2	
		地理情報論		2	
		生態環境工学		2	
		応用地質学		2	
		グリーン・ツーリズム論		2	
		地域計画論	2		
		廃棄物処理論	2		
		ストックマネジメント論		2	
		遠隔画像評価・解析		2	
		生体計測技術論		2	
		水質分析実験実習及び実験法		2	
		土壌・土質実験及び実験法		2	
		地域環境工学実験及び実験法		2	
		生態環境工学実験実習及び実験法		2	
		環境計測・制御実験実習及び実験法		2	
		環境アセスメント論		2	
		森林科学		2	
		廃棄物処理・リサイクル実験実習及び実験法		2	
		測量実習Ⅰ	1		
		測量実習Ⅱ		1	
		製図実習		1	
		土木構造物設計演習		1	
		ランドスケープデザイン演習		1	
		水理学演習		1	
		画像処理・GIS演習		1	
		キャリア開発Ⅰ	2		
		キャリア開発Ⅱ	2		
		環境システム基礎研究	1		
卒業研究	6				
長期インターンシップ		※	※単位数は、内容・期間に応じ別に定める。		
グローバルインターンシップ		※			
学外研修		※			
食産業特別講義		※			
		※			

別表第二(第22条, 第70条, 第71条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習		4		
感染看護学特論Ⅰ		2		
感染看護学特論Ⅱ		2		
感染看護学特論Ⅲ		2		
感染看護学演習Ⅰ		1		
感染看護学演習Ⅱ		1		
感染看護学演習Ⅲ		1		
感染看護学演習Ⅳ		1		
感染看護学実習		6		
感染看護学課題研究		4		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習		4		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護援助論		2		
成人健康看護援助論演習		4		
がん病態治療学		2		
がん看護学特論		2		
がん看護援助論Ⅰ		2		
がん看護援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		2		
がん看護学実習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅲ		2		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護援助論		2		
精神健康看護援助論演習		4		
老年健康看護学特論		2		
老年健康看護援助論Ⅰ		2		
老年健康看護援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学特論演習		2		
老年健康看護援助論演習		2		
老年健康看護学実習		6		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護援助論		2		
母性健康看護援助論演習		4		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護援助論		2		
小児健康看護援助論演習		4		

別表第二(第22条, 第70条, 第71条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論Ⅰ		2		
地域健康看護学特論Ⅱ		2		
地域健康看護学演習Ⅰ		2		
地域健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学特論Ⅰ		2		
在宅健康看護学特論Ⅱ		2		
在宅健康看護学演習		4		
災害看護学特論		2		
災害看護援助論		2		
災害看護援助論演習		4		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究特論Ⅱ		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護教育学		2		
看護歴史学		2		
皮膚・排泄ケア看護論		2		
保健情報学		2		
臨床疫学		2		
病態情報学		2		
在宅医療学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
感染制御学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学研究方法持論	2			
生涯健康支援評価持論		2		
生涯健康支援看護管理持論		2		
生涯健康支援看護教育持論		2		
生涯健康支援看護学持論	2			
次世代育成健康支援看護学演習		1		
成熟期健康支援看護学演習		1		
在宅・地域健康支援看護学演習		1		
生涯健康支援看護学特別研究	6			

第2編教育 学則

別表第二(第22条, 第70条, 第71条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
マネジメント		2		演習科目のⅠ, Ⅱ, Ⅲ及びⅣは, 選択必修(ただし, 空間デザイン特別演習を除く。)
アカウントティング		2		
ファイナンス		2		
ストラテジー		2		
マーケティング		2		
ITマネジメント		2		
税法		2		
ビジネスマネジメント演習Ⅰ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅱ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅲ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅳ		4		
社会システム		2		
経済システム		2		
観光ビジネス		2		
商業ビジネス		2		
福祉ビジネス		2		
地域交流ビジネス		2		
地域経済ビジネス		2		
コミュニティビジネス		2		
ビジネスプランニング演習Ⅰ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅱ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅲ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅳ		4		
文化環境デザイン		2		
環境情報デザイン		2		
環境デザインマネジメント		2		
地域デザイン		2		
地区デザイン		2		
施設デザイン		2		
設計プロセス・マネジメント		2		
ファシリティ・マネジメント		2		
空間デザイン演習Ⅰ		4		
空間デザイン演習Ⅱ		4		
空間デザイン演習Ⅲ		4		
空間デザイン演習Ⅳ		4		
情報ネットワーク		2		
分散システム		2		
情報システム設計		2		
ビジネス・インテリジェンス		2		
インタラクションデザイン		2		
知能メディア		2		
情報メディアシステム		2		
情報デザイン演習Ⅰ		4		
情報デザイン演習Ⅱ		4		
情報デザイン演習Ⅲ		4		
情報デザイン演習Ⅳ		4		
英語特論		2		

第2編教育 学則

別表第二(第22条, 第70条, 第71条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
プロジェクト研究		4		演習科目のⅠ, Ⅱ, Ⅲ及びⅣは, 選択必修(ただし, 空間デザイン特別演習を除く。)
空間デザイン特別演習 AⅠ		2		
空間デザイン特別演習 AⅡ		2		
空間デザイン特別演習 BⅠ		2		
空間デザイン特別演習 BⅡ		2		
ビジネスマネジメント特別講義		2		
ビジネスプランニング特別講義		2		
空間デザイン特別講義		2		
情報デザイン特別講義		2		
事業構想基礎講座	2			

4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
産業・事業システム特別演習Ⅰa(事業計画系)		2		演習科目のⅠa・Ⅰb及びⅡa・Ⅱbは選択必修
産業・事業システム特別演習Ⅰb(事業計画系)		2		
産業・事業システム特別演習Ⅱa(デザイン情報系)		2		
産業・事業システム特別演習Ⅱb(デザイン情報系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅰa(事業計画系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅰb(事業計画系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅱa(デザイン情報系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅱb(デザイン情報系)		2		
事業構想学特別研究	8			

第2編教育 学則

別表第二(第22条, 第70条, 第71条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(前期2年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究特論	2			食産業学演習A、食産業学演習Bは、選択必修
食産業学演習A		2		
食産業学演習B		2		
食産業政策特論		2		
フード・エコノミクス特論		2		
食品マーケティング特論		2		
グローバル化と戦略的経営特論		2		
投資・企業評価特論		2		
食品開発学特論		2		
微生物工学特論		2		
食品素材工学特論		2		
水産加工技術特論		2		
食品安全マネジメント特論		2		
栄養学特論		2		
フードサービス特論		2		
調理科学特論		2		
地域農業戦略特論		2		
作物生産学特論		2		
園芸生産特論		2		
食用作物機能開発特論		2		
家畜生殖学特論		2		
飼料資源開発特論		2		
生体分子解析学特論		2		
資源循環型農畜産業特論		2		
栽培土壌管理特論		2		
害虫管理学特論		2		
農地環境工学特論		2		
水利環境工学特論		2		
水利施設ストックマネジメント特論		2		
ランドスケープ・デザイン特論		2		
景域生態工学特論		2		
食産業空間情報特論		2		
食産業再生可能システム特論		2		
環境計測・制御特論		2		
栄養機能科学特論		2		
食産業生物学特論		2		
食料生産機械特論		2		
食育・食感性特論		2		
グローバル・マネジメント・スタディーズ		2		
インターンシップ		2		
プロジェクト研究A		4		
プロジェクト研究B		4		
食産業学特別研究A		4		
食産業学特別研究B		4		

別表第二(第22条, 第70条, 第71条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究法	2			
食産業オミクス論	2			
サイエンス・コミュニケーション	2			
食産業とグローバル化特論		2		
食材生産特論		2		
食品加工特論		2		
食農環境特論		2		
食産業経済経営特論		2		
食材生産特別演習		1		
食品加工特別演習		1		
食農環境特別演習		1		
食産業経済経営特別演習		1		
食産業学特別研究	6			